

東秩父村被災者住宅再建支援金支給要綱が制定されました

村内において発生した自然災害により、その居住する住民の住宅が全壊するなど著しい被害を受けた世帯に対し支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

(1) 対象世帯

り災証明書により、「全壊」または「大規模半壊」と判定された世帯に対し支援金が支給されます。なお、住宅再建後、5年以上東秩父村へ居住する意思があることが条件になります。

(2) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の表のとおりです。

被害区分	再建区分	支給額上限	
		単数世帯	複数世帯
全壊世帯	建設・購入	112万5千円	150万円
	補修	75万円	100万円
大規模半壊世帯	建設・購入	93万7千円	125万円
	補修	56万2千円	75万円

※単数世帯については、複数世帯の3/4の額の支給になります(1,000円以下切捨て)

※支給額は、各災害に応じた予算の範囲内にて支給されます。

※再建区分について、2以上の該当がある場合は、支給額が最も高い額を上限とします。

※他の補助金等の支給の有無に関わらず支給いたします。

(3) 申請に必要なもの

- ①申請書(所定の申請用紙)
- ②り災証明書
- ③住民票
- ④預貯金通帳の写し:銀行名、支店名、預金種目、口座番号、申請者(世帯主)名義
- ⑤契約書等の写し:今後住まいをどのようにするのか(住宅の建設、購入、補修)を確認できる契約書などの写し

問合せ 総務課 ☎82-1221

埼玉中部資源循環組合は令和2年3月31日をもって解散しました

埼玉中部資源循環組合は、平成27年4月1日に東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、その後同年12月1日に川島町が加わり、9市町村の可燃ごみおよび粗大ごみの処理施設の建設および管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理することを目的に設立され、これまで、地元説明会の開催や事業計画書の策定など、施設の建設に必要な準備を行ってきました。

構成市町村の副市町村長で構成される副市町村長会議で、施設の建設や運営に関する協議が行われましたが、付帯施設の建設は組合が行い、その負担はごみ処理施設本体の建設費と同じ割合(均等割10%・人口割90%)にすることで意見が一致したものの、運営については、建設の目的を主に地元対策としていくことなどから、建設と同様に組合にすべきとの意見と、主に吉見町の住民が利用する施設であることなどから吉見町ですべきとの意見と、運営費の負担割合についても、ごみ処理施設本体の運営費と同じ(均等割5%・人口割15%・ごみの搬入量割80%)で負担すべきとの意見と、利用者を構成市町村別に集計し、その割合(利用者割)のみで負担すべきとの意見が出され、協議を重ねたものの平行線の状態が続きました。このようななか、令和元年5月23日の協議の結果、構成市町村の市町

村長による正副管理者会議に現状を報告することになりました。それを受けて、7月13日から8月26日までの間に4回の正副管理者会議を開催して協議を重ねましたが進展はなく、「今後組合は解散の方向で協議していく。」ことが全会一致で決定されました。また、構成市町村間の意見が平行線であることなどを巡って、管理者(吉見町長)が辞意を表明したことについても意見が出されました。

この決定を受けて、構成市町村の12月議会定例会において、組合の解散に関する議案が可決され、令和2年2月6日に招集された組合議会定例会でも諸議案が可決され、令和2年3月31日をもって組合を解散し、組合解散後に残った事務(未払金の支出、令和元年度の決算および現在継続中の裁判等)については、吉見町が承継することが決定されました。

なお、組合が設立から解散までの5年間で支出した主なものは、別表「負担金の主な支出項目(見込み)」のとおりで、その内本村が負担した額は全体の約2%の1134万1000円です。

今後の一般廃棄物処理行政については、小川地区衛生組合管内5町村(小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、東秩父村)で協議・検討し、近隣の動向を注視しながら進めていくこととなります。

別表

負担金の主な支出項目(見込み)

事務管理費等	施設整備費	人件費
電話代、電算機器リース料等	委託料	職員給料、議員報酬等
合計		
547,083,858円	162,903,044円	343,020,872円